牛久市商工会ハートフルクーポン券事業実施要綱要約書

1 ハートフルクーポン券の販売等

- (1) ハートフルクーポン券は、第1回目(前期) <u>200,000,000円、</u> 第2回目(後期) 300,000,000円の2回に分けて発行する。
- (2) ハートフルクーポン券の販売単価は、500円券を4枚、1,000円券 を10枚の1セット(14枚綴り)として、10,000円とする。
- (3) ハートフルクーポン券の販売は、1世帯あたり前期50,000円(5冊)、 後期50,000円(5冊)を限度とする。
- (4) ハートフルクーポン券の取扱店での使用限度は60,000円(5冊)までとする。(大型店は25,000円分が限度) ※使用限度額はプレミアム分を含む。(1冊あたり20%のプレミアム)

2 ハートフルクーポン券の使用範囲等

- (1) ハートフルクーポン券14枚綴りのうち1,000円券5枚と500円券4枚を中小事業所のみ使用可とし、残り1,000円券5枚については大型店(店舗面積1,000㎡以上)も使用出来る共通商品券とする。
- (2) ハートフルクーポン券の使用期間は、第1回目を2024年6月1日から、2024年9月30日まで、第2回目は2024年12月1日から2025年3月31日までとする。
- (3) ハートフルクーポン券の利用につり銭は出さない。

3 取扱店事業者の登録等

- (1) 取扱店事業者は、原則市内に事業所の住所を有した牛久市商工会員とする。
- (2) 取扱事業者は毎年度申込書に必要事項を記入のうえ商工会に提出する。
- (3) 商工会は一定の審査を行い、取扱店事業者の登録をおこなう。

4 換金

- (1) 取扱店事業者は次のとおり引換済ハートフルクーポン券の換金をする。
- (2) ハートフルクーポン券を受取った場合は、再流通を防止するため、券面の一部分を破線にしたがって切り取るとともに、券裏面の指定欄に取扱事業者名が判別できる印を押印する。
- (3)上記の処理を行った引換済ハートフルクーポン券は、原則毎月10日、20 日、末日に商工会事務局に換金申込書を添えて持参する。ただし、受付日が 商工会の休業日の場合は、その翌営業日を受付日とする。
- (4) <u>取扱店への支払方法は常陽BKネットバンキングによる支払いとする。支払</u> 日は、上記受付日の3営業日後に振込むものとする。
- (5) 具体的な日程は別紙(別紙3)のとおりとする。

5 賦課金及び手数料

(1) 取扱店事業者は換金の時、手数料としてその金額の2%を負担する。

6 取扱店事業者の取消し

(1) 取扱店事業者が、本要綱に違反する行為を行った場合、商工会長は当該取扱 店事業者の登録を取消すことができるとともに、損害が生じた場合は賠償金 額を請求できるものとする。

7 取扱い禁止事項

「新たな消費喚起を促す」という制度に沿わない次の事項の取扱を禁止します

- (1) 風営等の規制に規定する性風俗関連特殊営業
- (2) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料等、不動産にかかる支払い

注:支払いは振込のみで、次の手数料がかかります。

振込手数料一覧

振込額	常陽銀行牛久支店	常陽銀行本支店	他の金融機関
一律	0円	275円	495円